

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.204 2019/12/24

### 1 ポジティブリスト制度の適用について

12月23日開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において標記が検討された。主なものは、ポジティブリスト（告示）の規格が未整備の物質の使用を、施行日以降も一定期間認める猶予期間（5年程度を想定）を設定する必要があるというもので、その概要は次の通り。

- 器具・容器包装のポジティブリスト制度は、令和2年6月1日から施行される。
- 器具・容器包装ポジティブリスト制度の施行に向けたパブリックコメント等で、猶予期間の設定の要望が寄せられている。

現時点で事業者間の確認や調整が完了せず制度施行後に物質の追加収載の手続を行うための期間が必要であること、及び、現在使用している原材料の切替を余儀なくされている事業者が、製品設計、原材料調達、製品試験、顧客への周知等を行う期間が必要であることを考慮し、ポジティブリスト（告示）の規格が未整備の物質の使用を、施行日以降も一定期間認める猶予期間を設定する必要があるというもの。

- さらに、施行前の告示日から施行日の間にも新たな原材料（ポジティブリスト非収載物質）を使用する器具・容器包装が流通することが避けられない実態や、食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会における議論も踏まえ、このような一定期間（5年程度を想定）の経過措置を検討することとする。（資料1）
- ポジティブリストに収載するために必要な情報が現時点で確認できていないものについては、確認作業を継続している物質（「継続確認既存物質リスト」）として、厚生労働省のホームページに別途掲載する予定である。（資料2-1）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08595.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08595.html)